

要望調査に係る留意事項

1 コンソーシアムの設立について

現段階でコンソーシアムが設立されていない場合でも、今年度中にコンソーシアムが設立されることを前提に、コンソーシアム準備委員会等の団体の事業の申請を受け付けます。

この場合、計画承認後、速やかにコンソーシアムを設立し、計画の変更を行う必要がありますので、御留意ください。

なお、既存の協議会等、任意組織であっても、要件を満たせば事業の実施は可能ですので、申し添えます。

2 事業の完了日について

第2回の要望調査となりますが、対象は年度内完了が確実である要望を調査の対象とします。繰越が前提の計画は採択できませんので、予め御留意ください。

3 コンソーシアム整備事業の活用について

コンソーシアム整備事業（以下「ハード事業」という）を活用する場合は、ハード事業の事業費の2割を目途にコンソーシアム推進事業（以下「ソフト事業」という）の併用をお願いします（補助金上限は5,000千円/団体）。

ただし、ソフト事業のみ（ハード事業の併用なし）の活用は可能ですので申し添えます。

（例）

ハード事業（事業費10,000千円、補助金額5,000千円）に取組む場合、ソフト事業（事業費2,000千円、補助金額1,000千円）への取組みも合わせて実施する。

3 ヒアリングの実施について

要望書の提出後、個別にヒアリングを実施する場合がありますので、予め御了承ください。なお、要望書作成の段階でも相談等は随時対応しますので、必要であれば申しつけください。